

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月23日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	66kV開閉所バッテリー室において、換気扇に異音が認められたため、当該換気扇を点検。	D	
2	1号機	試料採取系復水ろ過装置入口導電率計において、指示不良(液晶表示部が全面黒)が認められたため、当該計器を点検補修。	D	
3	2号機	主蒸気隔離弁弁間漏えい試験時、主蒸気ドレンライン設置弁(4台)にシートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
4	2号機	低圧蒸気タービン上半内部車室(A)浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修。	D	
5	2号機	高圧蒸気タービン分解点検時、ケーシングのラジアル方向中心位置保持部品(センターキー)の間隙測定において管理値外れが認められたため、当該部品を交換。	D	
6	2号機	低圧蒸気タービン上半内部車室(B)浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修。	D	
7	2号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ吸い込み圧カススイッチ点検時、計器精度に管理基準値外れが認められたため、当該計器を交換。	D	
8	2号機	復水ろ過装置空気作動弁の作動試験において、電磁弁(29台)にシートリークが認められたため、当該電磁弁を点検補修。	D	
9	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系サージタンク水位検出計器点検時、検出配管元弁(2台)においてシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
10	2号機	低圧蒸気タービン(C)洗浄作業において、洗浄用工具(エアークラインダ)がエアークラス取付部から外れ、抽気管内への落下が認められたため、当該工具を回収。	C	
11	2号機	主復水器(A)冷却管目視確認検査において、冷却管(1本)に浸食が認められたため、当該冷却管に閉止栓施工。	D	
12	2号機	主発電機集電環部点検時、集電環の間隙計測に使用する金属製直尺をファンカバー内へ落下させたため、当該直尺を回収。	C	
13	3号機	原子炉建屋2階移動式炉内計装系駆動装置室において、電線管接続箱のフタが無いことが認められたため、当該接続箱のフタを取付。	D	
14	3号機	加熱蒸気系タービン建屋加熱蒸気供給ライン圧力調整弁において、制御不良(設定圧力以下で制御)が認められたため、当該調整弁を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	平均出力領域モニタ定例試験において、毎定時前後(毎時55分～05分)試験一時中断が必要(原子炉出力分布計算があるため)なところ、一時中断の失念が認められたため、対応検討。	C	
16	その他	一次水処理設備前処理バルセーター(A)スラッジサンプリングシンクにおいて、排水配管に腐食が認められたため、当該配管を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802